

須坂市農業委員会 令和7年2月総会 議事録

- 1 招集 令和7年2月28日(金) 午後3時
- 2 開会 令和7年2月28日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和7年2月28日(金) 午後4時5分
- 4 場所 須坂市役所 305 会議室

5 出席した農業委員 (14 人)

出席した農地利用最適化推進委員 (7 人)

会長	14 番	神林利彦	農業委員	6 番	丸山輝幸	推進委員	15 番	小布施嘉雄
会長職務代理	13 番	中村豊彦	〃	7 番	春原 博	〃	16 番	竹前清孝
農業委員	1 番	返町俊昭	〃	8 番	原千賀子	〃	17 番	丸山雅之
〃	2 番	後藤文夫	〃	9 番	小林 昇	〃	18 番	吉田幸夫
〃	3 番	湯本か代子	〃	10 番	吉池寿一	〃	19 番	小林郁雄
〃	4 番	黒岩基之	〃	11 番	勝山修一	〃	20 番	増田光輝
〃	5 番	山岸幸子	〃	12 番	目黒孔一	〃	21 番	市川和志

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について
- 議案第38号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について
- 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第23号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 長野 寛

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 関野勝仁 農林課主任主事 小池祐希

10 会議の概要

事務局長 本日の会議につきましては、農業委員14人全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長 陽気の方も暖かくなりまして選定作業なども本格化する中、2月総会にご出席いただき、大変ご苦労様です。

それでは早速ですが、議事がスムーズに進行しますようご協力をお願いします。

2月提出分の4議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により 11 番勝山修一委員 12 番目黒孔一委員をご指名申し上げます。

議長 それでは、議案第 37 号の「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 6 件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。
議長 ないようですので、農業委員さんでございませうか。
議長 ないようですのでこれより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませうか。

1 番 現場を見ましたが、地図と現地の位置が違うように思いました。現地は東西に長い畑ですが地図ではその一部、だいたい半分くらいを借り受けるようになっています。ブドウ棚ですのでどうやって分けるのかが疑問に感じました。

事務局 申請者から提出された図面を地図に落とし込んでいます。申請者の勘違いかもしれませんが、今回借り受ける部分について確認してみます。

議長 他にないようですので、農業委員さんでなにかございませうか。
議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 37 号の 6 件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 37 号の 6 件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第 38 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」判断件数 150 件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。
21 番 この案件につきましては、農地パトロールのあと 11 月に改めて現地を確認して山林化して農地への再生は不可能ということを確認しました。地図で見ますと川沿いの部分がありますが、こちらはがけ下になりまして入っていくこともできないため山林化したものとなります。

議長 ほかにないようですので、農業委員さんで補足説明がございませうか。
議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませうか。

19 番 非農地の判定は確か総会に諮らなくても決定できたと思いますがどうなんですか。
事務局 農水省の通知では農業委員 2 名以上の判断で可能となっていたかと思いますが、重要な決定事項ですので皆さんにお諮りしたものです。

議長 ほかにないようですので、農業委員さんで質疑意見はございませうか。
議長 ないようですので、採決を行います。議案第 38 号の 150 件について、非農地と判断するに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 38 号の 150 件については非農地と判断することに決しました。

議長 次に、議案第 39 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 2 件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。
議長 ないようですので、農業委員さんで補足説明がございませうか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようですので、農業委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようですので、採決を行います。議案第 39 号の 2 件について意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって、議案第 39 号の 2 件については意見可と決定しました。
議長 次に、議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 56 件を議題といたします。
最初に、No. 1 の 1 件について、審議いたします。
なお、この案件につきましては須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により 2 番委員の退席をお願いします。議決後は着席を認めます。
それでは、事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。
ないようですので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので、これより採決いたします。
No. 1 の 1 件について決定とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって No. 1 の 1 件については、決定とすることに決しました。
それでは 2 番委員の着席を認めます。

議長 次に、No. 2 から No. 23 の 22 件について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。
ないようですので、農業委員さんで何かありますか。

議長 ないようですので質疑意見に入ります。推進委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
No. 2 から No. 23 の 22 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって No. 2 から No. 23 の 22 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、No. 24 から No. 31 の 8 件について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。
ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようでしたら農業委員さんで何かございますか

議長 ないようでありますので、採決いたします。
No. 24 から No. 31 の 8 件について決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって No. 24 から No. 31 の 8 件については決定とすることに決しました。

議長 次に、No. 32 から No. 56 の 25 件について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。
ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。

19 番 No.41 の方の経営内容を教えてください。

説明員 (営農計画書により説明)

議長 ほかにないようでしたら農業委員さんで何かございますか
ないようでありますので、採決いたします。
No.32 から No.56 の 25 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって No.32 から No.56 の 25 件については決定とすることに決
しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。
次に、報告に移ります。
報告第 22 号「農地法第 5 条第 1 項 6 号の規定による届出について」報告件数 2 件、
報告第 23 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 2 件
について、事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件についてご質問はありますか。
ないようでありますので、以上で報告を終わります。
これをもちまして、2 月総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 2 月 28 日

議 長

署名委員

署名委員